

公益社団法人三重県観光連盟定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人三重県観光連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県津市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、三重県内における観光事業の健全な発達と振興並びに地域の活性化を図り、併せて健全な観光旅行の普及発達と国際観光の振興を促進し、もって県民生活、文化及び経済の向上発展に寄与するとともに、国際親善に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 観光客の誘致拡大を目的とした観光情報の収集発信、広報宣伝及び調査研究に関する事業
- (2) 観光産業及び観光文化の振興に関する事業
- (3) 地域の特色を生かした観光地振興に関する事業
- (4) ボランティアガイド等県内観光振興に必要な人材の育成及び観光地美化等観光基盤整備への支援に関する事業
- (5) 外客誘致促進に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出して会長の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費を納入せず、督促後なお3ヶ月以上納入しなかったとき。
- (2) 全会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 当該会員が解散し、又は破産したとき。
- (5) 当該会員が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、第5条第1項の会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 会費の額
- (5) 貸借対照表、損益計算書（活動計算書）及びこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議内容を記載した書面をもって、少なくとも開催日の1週間前までに通知しなければならない。

（議長）

第15条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

（議決権）

第16条 総会における議決権は、第5条第1項の会員1名につき1個とする。

（決議）

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決

議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使及び書面議決)

第18条 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上25名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、4名以内を副会長とする。

3 会長及び副会長以外の理事のうち、必要に応じ、1名の専務理事を置くことができる。

4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の専務理事をもって、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して業務を掌握する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して業務を分担執行する。

5 会長及び専務理事は毎事業年度毎に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務

の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び会員以外から選任された理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(責任免除)

第 27 条 この法人は、役員がこの法人に対する損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第 28 条 この法人に、任意の機関として、名誉会長及び顧問 3 名以内を置くことができる。

2 名誉会長は、学識経験者のうちから会長が委嘱し、任期は委嘱した会長の任期中とする。ただし、再任を妨げない。

3 顧問は、業界人及び学識経験者のうちから会長が委嘱し、任期は委嘱した会長の任期中とする。ただし、再任を妨げない。

4 名誉会長及び顧問は、本連盟の運営に関する基本事項について、会長の諮問に応ずる。

- 5 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときを除くものとする。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の変更を

行う理事会及び第31条第2項の場合にあつては、出席した理事及び監事とする。

第7章 委員会

(委員会)

第35条 会長は、この法人の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

3 前2項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。ただし、第6号の財産目録については、財務諸表に対する注記に記載する場合には、作成しないことができる。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（活動計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 情報公開等

(情報公開等)

第45条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他運営における透明性の向上を図るものとする。

第12章 補 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、森口明好とする。

附 則

- この定款は、平成26年6月19日から施行する。ただし、第10条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第12条及び第38条に規定する書類の名称の変更は、令和9年4月1日に会する事業年度に係る書類から施行する。
 - 3 改正前の定款第39条に規定する公益目的取得財産残額の算定及び記載は、令和9年4月1日に開始する事業年度に係るものから廃止する。